

# 五十鈴川水系河川整備基本方針

平成 28 年 6 月  
静 岡 県

## 目次

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
1 河川及び流域の現状 .....	1
(1)河川及び流域の概要 .....	1
(2)治水事業の沿革と現状 .....	1
(3)河川の利用及び住民との関わり .....	2
(4)河川環境 .....	2
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	3
(1)河川整備の基本理念 .....	3
(2)河川整備の基本方針 .....	4
ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 .....	4
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環 境の整備と保全に関する事項 .....	4
ウ 河川の維持管理に関する事項 .....	5
エ 地域との連携と地域発展に関する事項 .....	5
第2 河川の整備の基本となるべき事項 .....	6
1基本高水並びにその河道への配分に関する事項 .....	6
2主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	6
3主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 .....	6
4主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 .....	6
(参考図)流域図 .....	7

## 第1河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 1 河川及び流域の現状

#### (1) 河川及び流域の概要

五十鈴川は、静岡県南伊豆町の西海岸にある妻良漁港の北端に位置し、その源を隣接する青野川上流域との分水嶺(標高 242m)に発して山間部を西流し、途中で普通河川高尾川と合流後、流れを南に変えて東子浦地区を貫流して妻良漁港に注ぐ、流域面積 2.77km<sup>2</sup>、幹川流路延長 0.585km の二級河川である。

流域は、その一部が富士箱根伊豆国立公園内に位置し、下流部は名勝伊豆西南海岸区域にも指定されている。また、流域の約 98%を山林が占め、流域の西側半分は小起伏山地、東側は中起伏山地の急斜面を構成している。河口部周辺にわずかに谷底平野の平地がみられ、そこに集落が形成されている。地質的には白浜層群(南伊豆層)に属している。

気候は、伊豆半島の西南に位置するため太平洋の黒潮の影響を受け、夏と冬の平均温度較差が小さく年平均気温が 16.6°C(石廊崎測候所 1971-2013 年平均)と県下で最も温暖な気候に恵まれている。また、年間の平均降水量は約 1,800mm(石廊崎測候所 1971-2013 年平均)となっている。

五十鈴川の上流部は、沿川まで山が迫っており、平地は少なく荒地となっている。河道は、落差工の連続する階段状の流路工が整備されているが、最上流部付近は、天然河岸でミズガヤツリ等の植生が見られる。また、下田と松崎を結ぶ幹線道路である国道 136 号が流域内を走っている。

中流部は、河川沿いや山裾に畑や家屋が点在している。河道は、両岸コンクリートブロック護岸で整備され、河道内の土砂堆積箇所にくサヨシ、フキ等が群生している。河道の瀬や淵にはヨシノボリ、ヌマチチブ、アユ等の生息が確認されている。

下流部は集落が形成され、河川沿いに旅館・民宿が立ち並んでいる。感潮区域である河口部には、ボラ、ハゼ類等が生息している。

五十鈴川が位置する五十鈴川の東子浦地区の人口は約 140 人(H18 年)であるが、夏季には観光客が訪れ、人口が一時的に増加する特性がある。人口の経年推移で見ると人口は減少傾向にあるものの、世帯数は近年横這い状況にある。また、高齢化率は 37%と高く、災害時要援護者の比率も高い状況である。

東子浦地区の主な産業は漁業、農業が中心であるが、近隣に海水浴場や各集落で営んでいる民宿があることから観光も産業の一つとなっている。歴史的には、東西を結ぶ海上交通路の要所に位置していたことから、妻良漁港は古くから風待港として栄え、東西の文化を取り入れた独自の文化や伝統芸能が継承されており、河口部の五十鈴川神社で行われる人形三番叟は県の無形文化財に指定されている。

#### (2) 治水事業の沿革と現状

五十鈴川は、昭和 49 年5月の伊豆半島沖地震及び、昭和 51 年 7 月と 10 月の集中豪雨により、河川護岸等が被災を受け、その後の災害復旧工事により現在の河道に整備された。しか

しながら、0k100 付近の五十鈴橋の上流区間において、洪水時に河道の水位上昇が見られることから、早急な治水対策が望まれている。

過去の津波被害に関しては、1854年12月に発生した安政地震により東子浦地区で大きな被害が発生した記録が残っている。

なお、現在までに、これまでの想定に基づく津波対策として、河口部に水門等の整備が完了している。

その後、平成9年の河川法改正に伴い、五十鈴川水系河川整備基本方針を平成20年4月に策定し、五十鈴川の基準地点五十鈴橋における基本高水のピーク流量を60m<sup>3</sup>/sとし、計画高水流量は、基本高水のピーク流量と同じ60m<sup>3</sup>/sとする計画とした。

東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定(平成25年)では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」<sup>※1</sup>と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」<sup>※2</sup>の二つのレベルの津波が設定されており、五十鈴川では「計画津波」は既設水門により河川内への遡上を防御するものの、「最大クラスの津波」では、河川及び海岸堤防を越流し、沿岸部で約2ha以上が浸水すると想定されている。

※1 計画津波:静岡県第4次地震被害想定で対象としている「レベル1の津波」

※2 最大クラスの津波:静岡県第4次地震被害想定で対象としている「レベル2の津波」

### (3) 河川の利用及び住民との関わり

五十鈴川の河川水は、過去に農業用水として利用されていたことがあったが、土地利用の変化等により現在では水道用水や農業用水等の利用はない。

また、河川空間は、五十鈴川の管理道路が生活道路として通勤、通学、散策に利用されるとともに、河口付近では釣りや海水浴に利用される等、地域住民にとって身近な空間となっている。

五十鈴川では、地域住民が草刈等の清掃活動を行っており、河川愛護の意識が高い地域である。

### (4) 河川環境

五十鈴川は、公共用水域の類型指定を受けていないが、0k200地点における水質調査ではBOD値は0.5mg/l以下となっている。なお、東子浦地区では、生活排水処理施設の整備が完了している。

## 2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 河川整備の基本理念

五十鈴川水系の現状及び特性を踏まえ、今後の河川整備の基本理念を以下に挙げる。

#### ■安全で安心して暮らせる川づくり

東子浦地区では、洪水や津波により度々被害を受けてきたことと併せ、東日本大震災を踏まえた大規模地震による津波に対する安全の確保などの課題を有している。

さらに、高齢化が進み、災害時要援護者の割合の高い集落が下流部に形成され、観光客も訪れることから、災害により大きな被害の発生が予想される。

このため、今後は洪水を安全に流下させるために河積拡大を図るとともに、津波に対しては、施設整備はもとより、ハード・ソフト対策を総合的に組み合わせた多重防御による津波防災を推進する。さらに、地域住民の防災体制づくりを支援し、地域住民や観光客等の生命の安全確保を最優先した対策に努め、「安全で安心して暮らせる川づくり」を目指す。

#### ■川とのふれあいを創出する川づくり

五十鈴川は、地域住民の生活に密着した「かけがえのない川」である。

このため、今後は漁港や集落との景観や利用形態等の調和を図りながら、親しみやすい水辺空間を創出するとともに、近傍河川で確認されているアユカケ、ゴクラクハゼやボウズハゼ、セリやフキ等、五十鈴川で本来生息・生育・繁殖していたと想定される多様な動植物の生息・生育・繁殖空間の保全・再生を目指す。さらに、川を活用した地域コミュニティの再構築を支援し、地域住民とともに「川とのふれあいを創出する川づくり」を推進する。

## (2) 河川整備の基本方針

河川整備の基本理念を踏まえ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。

### ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

災害の発生防止または軽減に関しては、河川の規模、既往の洪水、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、概ね30年に1回発生すると想定される降雨による洪水を安全に流下させることのできる整備を目指す。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・創出等に配慮する。

既存施設の効用を最大化するため、河道の弱点箇所である堆積土砂の対策を実施するとともに、土砂や流木が原因となる浸水被害の軽減が図られるよう、森林の適正な管理や土砂災害対策等を関係機関に働きかける等、流域一体となった河川整備に努める。

さらに、整備途上段階での施設能力以上の洪水や計画を上回る洪水が発生した場合においても、被害の最小化を図るため、日頃から水防活動との連携、ハザードマップ作成の支援等の情報提供、情報伝達体制の充実、土地利用計画との調整等の総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。

河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、人命や財産を守るため、海岸等における防御と一体となって、河川堤防等の施設高を確保することとし、そのために必要となる堤防等の嵩上げ、耐震・液状化対策を実施することにより津波災害を防御するものとする。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域特性を踏まえ、関係自治体との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、「計画津波」対策の実施に当たっては、必要に応じて堤防の天端、裏法面、裏小段及び裏法尻に被覆等の措置を講じるものとする。

### イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用に関しては、関係機関と連携して、流水の適正かつ合理的な利用が図られるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図り、漁村集落を流れる川であることを踏まえ、漁港や集落との調和を図りながら親しみやすい水辺空間を創出し、川が地域住民のふれあいの場となるように努めるとともに、周辺道路や海など様々な視点場からの眺望に考慮し、植生の緑と紺碧の海で構成される海岸線との景観の調和を図る。

また、流域の生態系に考慮し、海から川への連続性の確保、河床や植生の多様性を確保すること等により、在来種の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努める。

さらに、関係機関や地域住民と連携して家庭等からの汚濁負荷量の一層の削減を働きかけ、人々が安心して水にふれあえる水辺環境の保全・再生に努める。

また、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。

#### ウ 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるように、適正な河川パトロールの実施等を図るとともに、住民や関係機関等と連携して適切に維持管理を行う。また、土砂が堆積しやすい河道形態であることから、堆積区間の河道状況の把握を行い、適切な堆積土砂対策に努める。

特に、堤防、水門等の治水上重要な河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検を適切に実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持修繕、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するよう努める。

#### エ 地域との連携と地域発展に関する事項

五十鈴川流域の風土、歴史、文化を踏まえ、個性ある地域の発展のため、河川に関わる地域住民の自発的な活動や、川を活用した地域コミュニティーの再構築を支援し、南伊豆町のまちづくりと連携を図るとともに、地域住民や関係機関との協働による河川整備を推進する。また、河川に関する自然・歴史・文化や河川整備等の情報を積極的に提供するとともに、地域住民との対話を進め、地域住民の川づくり活動との連携や支援を推進する。

## 第2 河川の整備の基本となるべき事項

### 1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

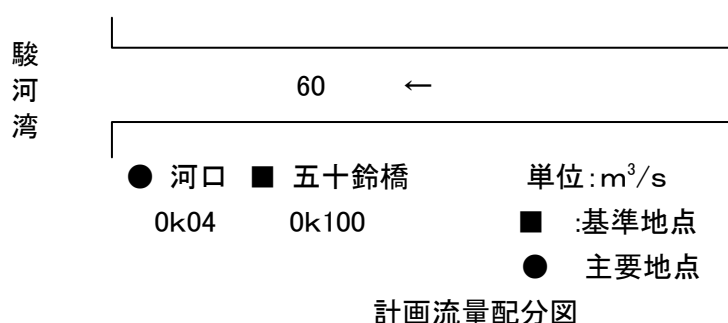
基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、概ね30年に1回発生すると想定される降雨による洪水を対象として、基準地点 五十鈴橋(0k100)において60m<sup>3</sup>/sとし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)
五十鈴川	五十鈴橋	60	60

### 2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点 五十鈴橋(0k100)において、基本高水のピーク流量と同じ 60 m<sup>3</sup>/sとする。



### 3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位と計画横断形に係る概ねの川幅は以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
五十鈴川	河口	0.04	+5.8※1	17.5
	五十鈴橋	0.10	+2.49	10.0

(注)T.P.:東京湾中等潮位

※1:計画津波水位

### 4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、今後、流況等の河川の状況把握を行い、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔な保持等の観点からの調査検討を踏まえて設定する。



<流域図>

